

2018年12月15日

【理事会承認】

ジュニア育成委員会

## 2019年度 育成アスリート指定基準及び海外派遣要綱

### 第1条 (目的)

本要綱は国際大会に於いてメダル獲得の可能性のある有望な30歳以下の選手を発掘・育成・強化する為に必要な基準及び国際大会派遣に関して必要な事項を定めるものである。

### 第2条 (定義)

1. 本要綱で使用する用語の定義を次のように定める。

#### (1) 「育成アスリート」

- ① 有望な選手の育成を図る為に指定された選手のことをいう。
- ② ジュニア育成委員会の指定を受け、委員会の管理、監督下で活動を行う。
- ③ ジュニア育成委員会が開催する合宿、練習へ優先的に参加できる。

#### (2) 「育成アスリート」のカテゴリー

- ① 年齢はISSFルールにより、2019年12月31日の満年齢とする。
- ② カテゴリーはU30、ジュニアNT、ユースNT、カデットNT、ノービスNTとする。
- ③ U30は21歳～30歳を対象とする。
- ④ ジュニアNTは20歳以下を対象とする。
- ⑤ ユースNTは15歳～18歳の中・高校生を対象とする。
- ⑥ カデットNTは15歳以下の中学生を対象とする。
- ⑧ ノービスNTは12歳以下の小学生を対象とする。

#### (3) 「育成ランキング」

- ① 育成ランキングとは対象試合のうち、国内試合は8か月、海外試合は1年間の記録の内上位3つの平均点による順位表。  
平均点が同点の場合は、記録点数の最も高い選手を上位とする。

### 第3条 (対象種目)

1. 育成アスリートの指定対象種目は以下のとおりとする。

<ライフル> 4種目

- (1) 男子 10mAR 60及び50mFR 3×40

(2) 女子 10mAR 60W及び50mR3×40

<ピストル>4種目

(1) 男子 10mAP 60及び25mRFP

(2) 女子 10mAP 60W及び25mSP

#### 第4条 (育成アスリートの指定)

##### 1. 指定必須条件

- (1) NT選考会または育成NT選考会に1回以上出場していること。
- (2) 育成アスリート対象試合に3回以上出場していること。
- (3) 対象カテゴリーの育成アスリート基準点を1回以上記録していること。  
カデットNT並びにノービスNTについては基準点を設けない。

##### 2. 指定について

- (1) 指定必須条件をすべて満たしている選手(未成年の場合は保護者・指導者からの提出も可)からの申請により、ジュニア育成委員会が条件を確認し、カテゴリー別に育成アスリートとして指定する。
- (2) NT選手に選考された場合、育成アスリート指定は解除される。
- (3) 指定期間は当該年度限りとする。
- (4) 2018年8月1日以降の国内対象試合、2018年4月1日以降の海外対象試合において指定必須条件をすべて満たしている選手は、2019年1月1日以降に申請できる。
- (5) カデットNT並びにノービスNTは基準点を定めず、2019年4月1日時点の育成ランキング上位者男女各最大5名を育成対象とし、育成ランキング更新は7月、10月、1月とする。

##### 3. 対象試合

<ライフル><ピストル>

- ・日本ライフル射撃協会が選手派遣したすべての海外試合(MQS記録含む)
- ・NT選考会(50m、25m、10m)
- ・育成NT選考会(10m)
- ・全日本選手権(50m、25m、10m)
- ・全日本選抜大会(50m、10m)
- ・全日本学生(及び女子学生)スポーツ射撃選手権大会(50m、10m)
- ・全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会(10m)
- ・全日本小中学生エアライフル射撃競技選手権大会(10m)
- ・全日本選抜小中学生エアライフル射撃大会(10m)
- ・JOCジュニアオリンピックカップ(10m)

- ・全国春夏秋冬ピストル大会 (25m)
  - ・全国ピストル射撃競技大会 (U 2 3) (10m)
  - ・東日本選手権/西日本選手権 (50m、10m)
  - ・ヤングスターランクリスト競技会 (10m)
  - ・ヤングスターファイナル全国選抜大会 (10m)
- ※海外留学等している選手について、現地大会開催前に出場の申告がある場合はジュニア育成委員長の承認を受けて指定対象試合に追加する。

#### 4. 育成アスリート基準点

##### <ライフル>

U 3 0	10m A R 60MW	6 2 5 . 0	50m 3 × 40MW	1 1 6 7
ジュニア	10m A R 60MW	6 2 1 . 0	50m 3 × 40MW	1 1 5 1
ユース	10m A R 60MW	6 1 8 . 0	—	—

##### <ピストル>

U 3 0	10m A P 60MW	5 7 2	25m R F P	5 7 3
			25m S P	5 7 2
ジュニア	10m A P 60MW	5 6 2	25m R F P	5 6 7
			25m S P	5 6 6
ユース	10m A P 60MW	5 5 8	—	—

※ライフル 50m 基準点は昨年同様

10m 基準点は 2018 世界選手権 30 位相当の記録

※ピストル 25m 基準点は昨年同様

10m 基準点は 2018 世界選手権出場者の 1/2 順位相当の記録

※ユースは 2018 ユースオリンピック 10 位相当の記録

#### 第 5 条 (派遣選手)

1. 派遣選手の選考については、理事会の承認を受けた本要綱に基づき、ジュニア育成委員会で決定し、理事会に報告する。
2. 国際大会には原則として当該種目の銃を自ら所持している選手または省庁銃を使用している選手を派遣する。
3. ユニバーシアードについては、日本オリンピック委員会の種目、派遣人数決定後、第 1 回ライフル(50m・10m)NT 選考記録会 (大阪府能勢町) までの育成ランキング上位者を優先して決定する。
4. 東アジアユースエアガン大会は、開催時期・場所等決定後、選考時期を決定し、育成ランキング上位者を優先して決定する。

5. MQS選手、10mARミックス選手及び10mAPミックス選手の最終決定については、現地で監督・コーチの判断及び選手の試合直前のコンディションや状況を考慮してジュニア育成委員長が決定する。
6. エリートアカデミー所属選手は、育成ランキングに関わらずジュニアワールドカップ及びH&Nカップに派遣する。

## 第6条 (派遣試合)

### 派遣試合と選考時期

- (ア) ワールドカップ (MQS) (4月 北京) <U30・ジュニア>  
2月11日時点の育成ランキングを基準に上位者を派遣する。
- (イ) ワールドカップ (MQS) (5月 ミュンヘン) <U30・ジュニア>  
4月14日時点の育成ランキングを基準に上位者を派遣する。
- (ウ) ジュニアワールドカップ (6月 リマ) <ジュニア・EA>  
4月14日時点の育成ランキングを基準に上位者を派遣する。
- (エ) ユニバーシアード ※ライフル種目のみ (7月 ナポリ) <ユニバ>  
4月7日時点の育成ランキングを基準に上位者を派遣する。
- (オ) ジュニアワールドカップ (7月 ズール) <ジュニア・EA>  
6月9日時点の育成ランキングを基準に上位者を派遣する。
- (カ) ワールドカップ(MQS) (8月 リオデジャネイロ) <U30・ジュニア>  
6月9日時点の育成ランキングを基準に上位者を派遣する。
- (キ) アジア選手権大会 (11月 ドーハ) <ジュニア>  
9月15日時点の育成ランキングを基準に上位者を派遣する。
- (ク) H&Nカップ (1月 ミュンヘン) <ジュニア・EA>  
11月24日時点の育成ランキングを基準に上位者を派遣する。
- (ケ) 東アジアユースエアガン大会 (未定) <ユース>  
15歳～18歳の中・高校生を対象とし、育成ランキングを基準に上位者を派遣する。

## 2. 派遣選手選考方法

- (1) 派遣選手は育成アスリートのうち、派遣試合毎に育成ランキングの上位者から選考する。ただし、育成アスリートが派遣人数に満たない場合は、育成アスリート以外の選手で育成ランキング上位者を派遣することがある。
- (2) 派遣人数については、種目により異なり、派遣種目、人数は予算に基づきジュニア育成委員会で決定する。
- (3) ワールドカップ3大会のMQS派遣については、NT選手を優先して派遣し育成アスリートの派遣を見送る場合がある。

#### 第7条（育成アスリートの義務）

育成アスリートは、以下の事項についてジュニア育成委員会の求めに応じなければならない。

- ① 練習および大会出場計画書の作成と提示
- ② 国際大会出場時のレポート
- ③ その他資料の提出

#### 第8条（育成アスリートの行動規範）

1. 日本ライフル射撃協会が計画する合宿、遠征等に積極的に参加すること。
2. 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範を遵守し、日本代表としてふさわしい行動をとらなければならない。
3. 以下の事項に該当する場合は、理事会の承認を得て資格を停止するものとする。
  - ① 事業目的に反する行動を取り、ジュニア育成委員会の是正の求めに応じないもの。
  - ② ジュニア育成委員会の指導方針に故意に反発したもの、もしくはチームの秩序を乱したものの。
  - ③ 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範に抵触したものの。
  - ④ ドーピング防止規程に違反し、競技者資格を停止されたものの。

#### 第9条（要綱の改正等）

1. 要綱改正が必要な場合は、理事会の承認を得る。
2. 要綱の解釈について、疑義が生じた場合はジュニア育成委員会が判断し、理事会に報告する。

#### 付則

1. 本要綱は2019年4月から適用するとともに、平成30年度ジュニア育成アスリート指定基準及び海外派遣要綱は廃止する。
2. 育成アスリート基準点ならびに対象試合の設定については、要綱運用の状況によりジュニア育成委員会の判断により追加・変更することが出来る。
3. 上記の追加・変更、育成アスリート名簿、育成ランキングは協会ホームページに公表する。